

令和7年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和7年12月25日（木） 午後2時15分開会			
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室			
出 席 委 員 (17名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 奥 賢一 押領司 美和子 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 桜榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美			
欠 席 委 員 (2名)	黒沢 佐和美 内 たみ子			
事 務 局	事務局長 種村 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、渡邊、福元 主 査 迫、上崎 主 任 指宿、山口、矢崎、米倉、真方 係 長 北原			
農 地 整 備 課				
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 農用地利用集積等促進計画に関する件 8 土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件			
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について			

	<p>開　会（午後2時15分）</p>
議　　長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。</p>
郡　山　支　局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書5ページ番号18の3段目の住所が4657番地となっていますが、4657番地1に修正をお願いいたします。</p>
吉　野　支　局	<p>資料の差替えをお願いいたします。</p> <p>報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」ですが、1件漏れておりました。配布してあります差替の35ページの番号3に追加しましたので、この資料と差替えをお願いします。それに伴い、表紙の報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」件数を10件から11件に修正をお願いいたします。</p>
議　　長	<p>本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、内委員、黒沢委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村委員、中村委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農地整備課の担当者に出席していただいております。</p> <p>議題の審議に入って参ります。</p>

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～5ページ 18件	
議長	議題1. 「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、30年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号3号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、桜島、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号7号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号8号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号10号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。

議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、15年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号12号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが親族の農地を耕作しながら50年以上の、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものです。</p> <p>番号18号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地転用事業計画変更に関する件

6ページ 1件

議長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」吉田の番号8号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>吉田、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：駐車場163.25m²、資材置場117.00m²、通路等436.75m² 変更後：作業場兼倉庫1棟282.07m²、駐車場12.50m²、通路等422.43m²、申請事由：当初は駐車場・資材置場として利用していたが、天候不良に対する従業員の作業環境確保や資材盗難対策のため作業場兼倉庫を建築したもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和6年9月3日、許可番号：農委第0655-6号。</p> <p>この件は、8ページの第4条、番号8と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号8号、用途・施設：作業場兼倉庫1棟282.07m²、駐車場12.50m²、通路等422.43m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…農道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>申請者は農地法第5条事業計画変更の手続きをしないまま、作業場兼倉庫を建築しており、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて申請人に、事業計画変更を行う場合は農地法の手続きをしなければならないことと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号8号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件

7ページ～9ページ 12件

議長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉田の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の11件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、事務局お願いします。</p>
谷山支局	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場120.00m²、転回場等406.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、西・北…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、駐車場120.00m²、転回場等406.00m²、東…私道、西・北…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号1、2について、補足して説明いたします。</p> <p>番号1、2の申請人は、兄弟であり、必要な手続きを経ずに、当該地を平成27年ごろから共同で月極駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならぬこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、駐車場60.00m²、転回場等205.00m²、東…宅地、西・南…農道、北…本人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成27年ごろから駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならぬこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号4号、駐車場377.50m²、転回場等753.67m²、東…県道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉野、11番委員お願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、通路 119. 00 m²、東・北…山林、西…私道、南…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>被相続人である申請人の父が、農地法第4条の転用許可が必要であることを知らずに、平成10年頃、当該申請地を、所有する山林に通じる通路として使用しておりましたが、今回、農業委員会の指導にもとづき、「始末書」添付のうえ、改めて申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後、このような事のないよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>番号 6 号、貸車両置場 89. 60 m²、転回場等 893. 40 m²、東・西…他人畠、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号 7 号、貸車両置場 87. 70 m²、転回場等 710. 30 m²、東…宅地、西…他人畠、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 9 号、住家 1 棟 117. 92 m²、庭敷地等 318. 08 m²、法面 135. 00 m²、東…農道、西…山林、南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>一般住宅建築に伴う転用面積の上限 500 m²を超過していますが、申請地の南側が法面になっており、有効面積が 436 m²であることから、今回の転用はやむを得ないと判断しました。</p> <p>番号 10 号、貸駐車場 663. 00 m²、転回場等 664. 00 m²、東・北…市道、西…宅地、南…学校用地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は転用許可を受けない今まで、すでに整地していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならぬこと、今後は、このようなことがないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。

7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟88.60m²、庭敷地等380.35m²、東・西…宅地、南…別件4条申請地、本人畑、北…本人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は郡山支所から東へ約2.2キロの位置にある、その他の区域の第2種農地です。</p> <p>農地全体の西側は県道に接しており、その農地の一部90.00m²と隣接する自己所有の宅地378.95m²を住宅用の敷地として一体利用し、住宅を建築するものです。宅地には、県道につながる既設の集水枡があり、雨水が流出するようになっています。</p> <p>番号12号、通路119.00m²、東…本人畑、西…本人畑、県道、南…宅地、北…別件4条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>この通路は、畠や農機具用倉庫及び申請番号11の住宅に接続する通路として利用するものです。</p> <p>なお、相続する前の所有者が、平成24年の8月から12月までの間にコンクリート舗装を行ったもので、平成25年から通路として利用してきました。</p> <p>しかし、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに、整備したため、今回、顛末書添付のうえ、4条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>譲渡人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 10ページ～13ページ 12件	
議長	<p>次に、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、事務局お願いします。</p>

谷山支局	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：車両置場360.00m²、転回場等431.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・南…水路、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和3年ごろから車両置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、住家1棟101.85m²、通路30.47m²、庭敷地等422.30m²、東…他人畠、西…宅地、南…農道、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>申請地の面積は、隣接の宅地を含めて554.62m²ありますが、通路部分が30.47m²あり、住宅部分は550m²以内であることから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号3号、資材置場250.00m²、車両置場43.50m²、転回場等829.50m²、東…水路、宅地、西…水道用地、貸人畠、他人畠、南…水路、他人畠、北…市道、水道用地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号4号、建売住宅4棟189.60m²、庭敷地等820.40m²、東…市道、西…別件5条申請地、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、通路107.00m²、東…別件5条申請地、西…宅地、雑種地、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、資材置場190.00m²、転回場等235.00m²、東…他人畠、西…私道、南…水路、北…宅地、他人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、ドッグラン301.36m²、東…山林、私道、西…山林、渡人畠、南・北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	ご報告します。 番号8号、太陽光発電441.65m ² 、通路374.35m ² 、 法面等182.00m ² 、東・南…貸人畠、西…里道、北…雑種地、境界…フェンス、雨水…自然流下、地上権、有償。 以上です。
議 長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号9号、住家1棟116.09m ² 、車庫1棟56.50m ² 、 庭敷地等327.12m ² 、東・南…市道、西…宅地、北…山林、境界…土留、コ ンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足して説明いたします。 転用面積が720m ² ですが、申請地は崖地後退のため有効面積は 499.71m ² となります。 また、雨水につきましては、譲受人取得予定の北側山林に埋設された排水管 を経て水路へ放流することとなります。 以上です。
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号10号、住家1棟94.43m ² 、庭敷地等256.57m ² 、東・南・北… 貸人畠、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使 用貸借権。 以上です。
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟50.76m²、倉庫1棟10.55m²、庭敷地等663.52m²、東…宅地、西…渡人畠、南…山林、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は、郡山支所から西へ約1.9kmの位置にある、その他の区域の第2種農地です。</p> <p>なお、2筆で724.83m²ありますが、がけ規制により有効面積は467.75m²となっています。</p> <p>譲渡人は、令和3年12月に3条取得し、重機を入れて開墾を行い、唐芋や果樹を耕作してきましたが、高齢になり、広大な農地を個人として維持・管理することが困難になったうえ、令和5年12月には、病気の治療後の経過が思わしくなく、耕作できないまま周辺土地にも迷惑をかけてしまうところに、住宅を建築したいと申請地を所望されたため、熟慮したうえで、やむを得ず売却する決断をしたとのことです。</p> <p>番号12号、住家1棟74.73m²、庭敷地等315.27m²、東・西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は郡山支所から北西へ約1.7kmの位置にあり東側・南側・北側には集落が形成されていますが、西側に10ha以上である約13.3haの農地の広がりがあるため、第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号12号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題5. 非農地認定に関する件 14ページ～15ページ 7件	
議長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果：倉庫1棟、55年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：唐竹・雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：1713-乙、1907-5：雜木自然繁茂、約50年 経過、現況山林。1906-2、1906-4：孟宗竹・雜木自然繁茂、約50 年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：唐竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：唐竹・雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」7件 につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 相続税の納税猶予に関する件 16ページ 1件	
議長	次に、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>16ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農の継続を行っている場合に、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予する制度であります。</p> <p>この制度を受けようとする相続人は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている証明書」を添付することになっております。</p> <p>今回、2件の申請があり、令和7年12月12日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>まず、相続開始年月日は、平成22年3月17日、今回が6回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地においては、露地にてニンニク、たまねぎ、ねぎ、スナップエンドウを作付中であり、またスモモ、モモを植付中でございました。</p> <p>したがいまして、対象の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題7. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 10件	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題7. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>令和8年2月28日から貸付予定の農地になります。</p> <p>但し、30ページから31ページにあります案件につきましては、令和8年2月1日から貸付予定の農地になります。本来、この件については、11月の総会で審議するべきものでしたが、書類に不備があり、総会に資料の提出が間に合いませんでした。事前にこの件はわかつたので、鹿児島県地域振興公社と協議を行い、今回の総会で審議していただき承認されればいいと了解を得ております。</p> <p>2月1日開始の1件と2月28日開始の9件の集計は、1ページをご覧ください。</p> <p>賃貸借権8筆、6,678.00m²、使用貸借権18筆、12,841.00m²、合計10件、26筆、19,591.00m²となっております。</p> <p>2ページから3ページは2月28日開始の一覧になります。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、4ページから31ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題7. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」10件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件</p> <p>別冊資料4 1件</p>	
議長	<p>次に、議題8. 「土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>農地整備課から説明をお願いします。</p>

農地整備課

それでは、団体営農業基盤整備促進（区画整理）事業 鹿児島第1二期地区川原田の換地計画につきまして、ご説明させていただきます。

農地整備課の北原です。どうぞよろしくお願ひします。

まず、川原田ほ場の位置についてご説明いたします。資料の1ページをご覧下さい。位置図の下部にある河頭発電所に沿って国道3号と二級河川甲突川がございます。川原田ほ場は、河頭発電所から市街地側にある国道3号の河頭交差点から皆与志小学校方向に入った市道沿いのグレー着色した箇所になります。

続きまして、2ページをお開きください。

換地設計書の『団地計画の内容』でございますが、まず、『関係農家数』が7戸。次に『団地数』とありますが、『団地数』とは、隣接する土地が同一所有者である場合、土地が数筆あっても、1団地として計上しております。また、『従前の土地』は工事する前の、『換地』は工事後の団地の数となります。

以上を踏まえまして、『従前の土地』は9団地で、『換地』は7団地でございます。

次の『集団化率』とありますが、『集団化率』とは、点在していた農地を集約した度合いのことを表し、100%となっております。

次の『1団地当たりの面積』ですが、農地面積を団地数で割ったものであり、『従前の土地』が992m²、『換地』が1,023m²となります。

下に移りまして、『換地処分等の時期』でございますが、『換地計画にかかる土地改良事業の工事完了時期』は、令和6年3月に終わっております。『換地処分時期』は、令和8年3月を予定しています。

3ページをお開きください。

2の『地区総計表』についてご説明申し上げます。

表の左の欄『従前の土地』としましては、『田』が17筆の8,928m²でございましたが、ほ場整備を行った結果、表の右の欄『換地又は換地処分後の土地』としまして、『田』が7筆の7,164m²となっております。

4ページをお開きください。引き続き、2の『地区総計表』についてご説明申し上げます。

表の左の欄『従前の土地』としましては、『道路』や『水路』はございませんでした。ほ場整備を行った結果、表の右の欄『換地又は換地処分後の土地』としまして、新しく築造された『道路』が2筆の1,426m²、

同じく『水路』が4筆の340m²でございます。

5ページにつきましては、農家番号と所有者名簿でございますので、後ほどお目通しをお願いします。

6ページは、工事前の図面になります。

各筆の円の中に文字が書いてございますが、下段の数字が農家番号、上段の数字が団地数になります。ご覧のとおり、不正形な土地が多く、また、道路や水路がない状況でした。

7ページは工事後の図面となります。

土地が整形され、道路や水路も整備され、利用しやすい状況になっております。この鹿児島第1二期地区川原田の換地計画につきましては、11月10日月曜日の午前10時から皆与志町下公民館におきまして、権利者会議を開催し

	<p>ました。権利者の方々、総数7名に対しまして、出席者及び書面議決者は7名で、議長を除く出席者全員の賛同をいただいております。</p> <p>最後になりますが、今後のスケジュールにつきましては、農業委員会から今回の換地計画に対する同意をいただきました後に、鹿児島県に対しまして換地計画の認可申請を行い、3月頃に換地処分公告を行いたいと考えております。</p> <p>なお、換地処分後に、7ページの図面のとおりに法務局へ登記され、鹿児島第1二期地区川原田のほ場整備が完了することとなります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま、農地整備課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>議題8、「土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件」1件につきましては、原案どおり同意することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 17ページ～21ページ 5件	
議 長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、事務局お願いします。
谷 山 支 局	<p>報告します。17ページです。 照会日：令和7年12月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年12月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、18ページです。 照会日：令和7年12月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年12月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>報告します。19ページです。 照会日：令和7年11月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年12月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>報告します。20ページです。 照会日：令和7年12月8日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年12月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、21ページです。 照会日：令和7年12月8日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年12月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 22ページ～24ページ 11件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 25ページ～32ページ 25件	
4. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 33ページ～38ページ 11件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>22ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。</p> <p>登記地目別では、田15筆、10,069.00m²、畠43筆、27,608.00m²となっております。取得した事由別数は、相続が11件、権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、無が11件となっております。</p> <p>23ページから24ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、25ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が3件、共同住宅が1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が14件、共同住宅が1件、駐車場3件、資材置場1件、店舗等が1件、その他が1件、合計21件となっております。</p> <p>26ページは、4条関係4件、27ページから32ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、33ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権5件、7筆、9,784.00m²、使用貸借権6件、10筆、9,596.00m²、合計11件、17筆、19,380.00m²です。</p> <p>34ページから38ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

**5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について
別冊資料4 129件**

事務局	<p>報告事項4「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計129筆84, 450m²の非農地判断を実施していただいております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後3時)</p> <p>ここで、皆様にご案内します。</p> <p>桜島の溝川支局主任におかれましては、12月末をもって退職されることになっております。一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、溝川支局主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(溝川支局主任挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。長い間、市政に尽力いただき大変お疲れ様でした。</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第11回総会（月例）開催日時は、 1月28日（水）午前10時開会 中央公民館地下 第2中会議室 <p>この後、午後3時15分から、第2回合同委員会を開催いたします。休憩を取りますが、5分前までにご着席をお願します。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午後3時5分）</p>